

○静岡県警察犯罪被害者支援推進委員会等設置要綱の 制定について

(平成 14 年 11 月 22 日例規県民第 70 号)

みだしのことについて、別添のとおり「静岡県警察犯罪被害者支援推進委員会等設置要綱」を制定したので通達する。

なお、静岡県警察被害者対策推進委員会設置要綱の制定について（平成 8 年甲通達警第 14 号）は、廃止する。

別添

静岡県警察犯罪被害者支援推進委員会等設置要綱

1 設置

犯罪被害者支援を組織的かつ総合的に推進するため、県本部に静岡県警察犯罪被害者支援推進委員会（以下「県警察推進委員会」という。）を、各署に警察署犯罪被害者支援推進委員会（以下「署推進委員会」という。）をそれぞれ設置する。

2 県警察推進委員会

(1) 任務

県警察推進委員会は、県警察における犯罪被害者支援の全庁的な取組の方針及び施策を決定し、これを推進することを任務とする。

(2) 構成

県警察推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

委員長	警務部長
副委員長	警務課長
委員	各庶務担当課長（警務課長を除く。）、広報課長、会計課長、施設課長、警察相談課長、人身安全対策課長、少年課長、捜査第一課長、捜査第三課長、鑑識課長、組織犯罪対策課長、捜査第四課長、国際捜査課長及び交通指導課長

(3) 運営

ア 県警察推進委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

イ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

(4) 幹事会

ア 特定の事項について専門的に検討するため、県警察推進委員会に幹事会を置く。

イ 幹事会の構成は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

幹事長	警察相談課長
副幹事長	警察相談課犯罪被害者支援室長又は犯罪被害者支援室管理官

幹事	各庶務担当課、広報課、会計課、施設課、警察相談課、人身安全対策課、少年課、捜査第一課、捜査第三課、鑑識課、組織犯罪対策課、捜査第四課、国際捜査課及び交通指導課の補佐等のうち、幹事長が指名する者
----	--

ウ 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、開催する。

エ 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(4) 事務局

県警察推進委員会及び幹事会の事務局は、警察相談課犯罪被害者支援室に置く。

3 署推進委員会

(1) 任務

署推進委員会は、署における犯罪被害者支援の効果的な推進を図ることを任務とする。

(2) 構成

署推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

委員長	署長
副委員長	副署長又は次長、地域官等
委員	各課長

(3) 運営

ア 署推進委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

イ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

ウ 特定の事項について専門的に検討するため、署推進委員会に幹事会を置くことができる。

(4) 事務局

署推進委員会及び幹事会の事務局は、署の警務課に置く。